

登録制の施行に向けた対応について（まとめ）

厚生労働省 老健局

登録制の施行に向けた当面の進め方

日程

議事

第8回	7月29日	○これまでの議論の経過及びご議論いただきたい論点 (登録基準、登録事務 等について) ※「社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立のご報告
-----	-------	---

第9回	9月18日	○登録制の施行に向けた対応について
-----	-------	-------------------

第10回	10月9日	○登録制の施行に向けた対応について（まとめ）
------	-------	------------------------

秋頃	社会保障審議会介護保険部会への報告
----	-------------------

年内（予定）	政省令の公布
--------	--------

※本年6月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立（6月25日公布）

※登録制の施行日は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

1 登録基準等について

- (1) 登録基準
- (2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

- (1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表
- (2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について



1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

第9回検討会における主なご意見

【契約に関する基準について】

- 広告や契約内容等により、外付けサービスである住宅型と包括報酬の特定施設の区別を明確化し、利用者が選ぶことが大事。
- かかりつけ医や担当ケアマネジャーの変更等の強要や、介護サービス利用に応じた家賃軽減等の優遇措置が不当な条件と示し、対応をお願いしたい。本来、これらは登録施設以外においても不適切と想定されるものであるため、（届出ホームにおいても）今後の対応も検討いただきたい。
- 利用者本位、自立支援、選択・自己決定という介護保険の基本理念、サービス利用が契約ベースであることを踏まえ、入居希望者が自由かつ適切に判断できる環境を整える必要。改正法に基づく不当な条件として提示された三点は妥当。注意書の内容も問題ない。
- 家賃等入居費用の値上げなどは適切な方法で行うといった条件を付す必要があるのではないか。一部の住まい事業者が入居費用を一方的かつ常識的でない幅で値上げした実態を把握しており、利用者保護の観点から一定のルールが必要。
- 入居者には介護保険サービスの選択の自由が保障されるべきで、利用料金の設定等を通じて特定のサービス利用へ誘導する取扱いは認められるべきではない。特定の事業所の利用を誘導する囲い込みを防止するための基準や考え方を明確に示していただきたい。
- 事故発生時の責任所在について、施設の職員として、あるいは外づけのサービスとして、どこまでを担保しているかが利用者に十分理解されるよう、重要事項説明書の中でより明確に明記すべき。
- 夜間・緊急時を含めた人員体制や管理体制について説明と同意を求めることが重要。
- 要介護者等は災害等の避難行動要支援者に該当するため、オンコール対応とした場合も、ホームに職員が常駐する場合と同等レベルで状況の把握や応答ができ、必要に応じて速やかに駆けつけられる体制が取られていることを説明することが必要。
- 協力医療機関への入院や、協力関係にある介護付きホーム、介護保険施設等への入居等も含め、段階的な住み替えが必要となる可能性についても、あらかじめ記載・説明されていることが望ましい。

【人員に関する基準について】

- 火災・災害時には、入居者による通報を前提とするオンコールでは対応できないと考える。介護保険サービスとの連携や宿直等を含め少なくとも建物内に職員配置を求めることが必要。併設利用を前提とすることに躊躇するかもしれないが、実態を反映し検討いただきたい。
- 一律に夜間の配置基準を厳しくすることは人手不足の問題にもつながる。スタッフの確保が厳しい中で、業界全体として厳しい流れになり、運営できなくなる事業者が出てくるのも本末転倒。消費者がなぜ外付けを選ぶのか、望むものは何なのかを考える必要。

第9回検討会における主なご意見

【人員に関する基準について（続き）】

- 介護保険施設ではなく住まいであるため、資料にあるように、人員基準は過度な基準を求めるものではない。一方、オンコールについては入居者の急変等、緊急対応を要する場合が想定されるため、対応する者は委託業者ではなくホームの職員とすべき。
- 既存施設についての急激な規制強化は、今後の事業経営に極めて大きな影響を及ぼしサービスの質の維持にも影響しかねない。オンコールにより、一定の対応を求めることであることも踏まえ、現時点では事務局案のとおりとすることが妥当。
- オンコールはあくまで方法論であり、目的は入居者の安全確保ということを解釈通知等で十分示すことは重要。人員増も含め手法は幾つかあると思うが、そこは利用者の選択の判断基準となるものではないか。
- 夜間・緊急時の人員体制は従うべき基準であり事業運営への影響も大きく、安全確保と事業継続への配慮の両立が特に重要。ある程度柔軟にオンコール対応も含める方向性は妥当。外部連携や兼務の場合には、緊急時の責任主体や現場対応の体制確保を明確にする必要。
- 特に看護・介護職員に関しては、体制の確保という書きぶりに留め、本来そうしたサービスや職員は外づけによるものという従来の仕組みが重要。そうでないと、老人福祉法施行以降、規制を極力廃し市場サービスの創意工夫により受け皿になってきた住宅型のユニークさを失わせることになる。
- 何をもって「介護等の安定な提供に支障がない職員体制」を確保しているかと判断するのか、自治体間で判断に差が生じないように、解釈通知等で、確認の視点や判断基準を示してほしい。
- 一定規模以上のホームで、かつ要介護度が高い方が多数いる中で、ホームで介護や健康管理を適切に提供しているか、自治体でどう確認・指導するのか。夜勤・宿直職員を配置しているホームのほうが多い中で、オンコールだけを抜き出して省令等に位置づけるのではなく、夜勤・宿直またはオンコールと規定するのではないか。それを上回る対応をしているところも実際には多いと思う。
- 人材不足が深刻化する中で、入居者の安全確保と現場の実情との両立が課題。基準案では、必要な安全性を確保しながら過度に画一的な規制とならないよう配慮されている。入居者の安全を確保しつつ、住まいとしてのホームの特性や地域の介護、医療資源を活用する考え方は極めて重要。今後もこの基本的な方向性を維持してほしい。
- 夜間の人員配置を硬直的に義務づけるような運用にならないよう御配慮いただきたい。また、夜間・緊急時の対応体制については、警備会社等への委託を含めて柔軟に運用いただきたい。
- 民間型の住まいであるので、一定のサービスの質を担保する必要性はあるものの過度な規制にはなじまない。中重度者を対象とするホームについて24時間の人員配置は理想的だが、費用負担が利用者に跳ね返ることも踏まえ、事務局案が現時点では妥当。とはいえ、24時間人員配置のホームと、オンコール等のホームではサービス内容が異なるため、入居者や家族に契約締結前に説明が必要。
- 栄養士について、どのような場合にどの程度の関与が必要か、可能な限り具体的かつ明確な整理が必要。管理栄養士の関与については健康増進法等で一定の規定あり。既存法制度との役割分担を明確にし、対応の範囲が過度に広がらないよう整理してほしい。
- 栄養士につき「計画的に」とすると入居者毎の個別計画策定が必要との解釈も想定。求める体制や対応の範囲を明確にしてほしい。

第9回検討会における主なご意見

【設備に関する基準について】

- 現行の標準指導指針は現状にはそぐわない内容もある中、今回の案は建築基準法・消防法への適合を求める点で合理的。今後、無届ホームを登録へ移行するケース等についても、国土交通省と調整の上、代替措置等を認めることが適切。
- 入居者1人当たりの床面積（13㎡以上）について、現状、サービス付き高齢者向け住宅も原則25㎡以上を求めていることも踏まえ、入居者の処遇も踏まえた上で、参酌基準から従うべき基準とすることについて将来的に考えていくべき。
- 規制強化は、運営事業者が置かれている現在の介護人材の不足、人件費や建設費等の高騰等の事業運営環境を背景として、コストにも直接的に影響が出る事項であることを理解して対応すべき。
- 現行指針は望ましいレベルを規定。登録基準は法令に基づく強行規定となるため、レベル感の妥当性をしっかり検討すべき。例えば、現行指針では耐火または準耐火建築物と書かれているが、建築基準法・消防法では規模や用途に応じて様々な基準が定められており、老福法に基づき定める範囲やバランスは十分考慮すべき。その観点からは事務局案は妥当と理解。

【運営に関する基準について】

- 看取りは人の尊厳に最も関わるため、指針の整備のみならず、看取りの体制や研修体制を求めることも検討すべき。身体拘束廃止や虐待防止についても、人権問題であり、入居者の処遇や尊厳に最も関わるため、同様の対応を検討してほしい。
- 現在、新たな地域医療構想においても医療機関機能の役割分担と連携を目指しており、有料老人ホームが連携する医療機関もこれらの包括期医療を担う医療機関を中心とすることが親和性が高いため、検討してほしい。
- 「囲い込み」が社会保障費の不適切な費消を助長することが強調されているが、過不足なく介護・医療サービスに結びつける努力を求めることも一考する必要がある。ケアマネジメントのプロセスで、適切なアセスメントや利用者の選択等を経ておらず、囲い込み・使い切りになっていることが、問題であることを改めて認識する必要。
- 利用料金の設定等を通じて特定のサービス利用へ誘導するような取扱いとは認められるべきではないことから、特定の事業所の利用を誘導する囲い込みを防止するための基準や考え方を明確に示していただきたい。
- 虐待の防止や身体拘束の防止は非常に重要。登録基準でも明確に確認ができるような体制整備を求めるとともに、行政等が実施する研修を住宅型ホームの管理者・職員も受けられるよう、受講対象に含めることが重要。
- 事業の透明性を確保する観点から、有料老人ホーム事業と介護サービス事業の会計を明確に区分するという方向性については理解。一方で、その会計情報の公表まで一律に求めることについては、関係法令を超える規制となる可能性もあり、慎重な検討が必要。
- ホーム事業の会計と関連事業の会計を明確に区分することについては、今後の行政による指導でしっかり対応されるべきもの。
- 住宅事業と介護サービス関連事業との会計の分類について、高齢者住まい法ではなく有料老人ホームの指導指針の中でもサ高住についてはこれまで適用除外となっていた項目で、中小の事業者による対応に懸念があるため、柔軟な運用を御配慮いただきたい。
- ケアマネの独立性担保に係る相談担当者は、行政の中に設置されることで実効性を持たせることができると考える。

登録基準について

契約に関する基準

※厚生労働省令で定める基準

入居希望者による自由なサービス選択が確保されるよう、下記の事項については不当な条件に該当するものとして、そうした条件を付さないことを登録基準とする。

- 有料老人ホームと併設・隣接、もしくは同一・関連法人や提携関係等のある介護サービス事業所や居宅介護支援事業所、医療機関や訪問看護事業所、薬局の利用等を契約条件*とすることや、かかりつけ医や担当ケアマネジャーの変更等を強要すること
- これらの介護サービス事業所等を利用する場合に家賃の軽減等の優遇措置を行うこと
- 入居者の病院への入院や心身の状況の変化により合意なく居住部分を変更又はその契約を解約する等の、入居者保護の観点から不当と認められる条件を付すこと

* ただし、例えば、地方部等において利用可能な事業所が限られるといった事情により、当該事業所を利用することが事実上不可欠となるような場合については、そのこと自体が不当な条件と解されるものではない。

<参考>

契約・説明プロセスに関しては、登録基準として求める事項と併せ、今般の法改正において、

- ・ 入居契約締結前の書面による重要事項説明の実施（入居対象者、ホームで提供する介護・家事・健康管理等の内容、他の介護サービス事業者と提携する場合にはその情報、職員配置等の事項）の義務付け
- ・ 提供する介護等の内容などについての誇大広告の禁止
- ・ 事業廃止・休止等の場合の届出及び入居者の転居・転所に係る必要な連絡調整の義務付け

といった措置を講じることとしている

登録基準について

人員に関する基準

※厚生労働省令で定め、都道府県等が条例制定にあたって従うべき基準

高齢者の住まいである有料老人ホームにおいて、夜間・緊急時を含め入居者の尊厳や安全性等を確保するため、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、人員に関して以下の基準を定めることとする。

- 管理者・生活相談員については、1名以上置くこと。ただし、支障がない場合、施設内及び他施設の職務に従事可能とする。
介護職員・看護職員については、提供する介護等の内容に応じ、利用者保護や入居者の健康管理の観点から、介護等の安定的な提供に支障がない職員体制を確保すること
(原則、夜間を除き、ホーム職員が常駐)
- 夜間・緊急時については、職員の配置又はいわゆるオンコール*により、対応できる体制を確保すること
* 入居者からの連絡や入居者の心身の状況に関し通報する装置による状況把握に基づき、必要な場合には職員（連携先を含む*）が出勤できる体制
* ホームが責任をもって速やかに対応できる体制を取ることを求める
※一定の経過措置期間を設けることとする。
- 栄養士については、食事の提供を行う場合には、その食事に関し、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことができる体制*を確保すること
* 栄養士又は管理栄養士の関与の下で献立の作成等が行われること
- 機能訓練指導員については、機能訓練を行う場合はその内容に応じて確保すること

登録基準について

設備に関する基準

※厚生労働省令で定め、都道府県等が条例制定にあたって参酌する基準

一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであること及びホームの実情を踏まえ、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、設備に関して以下の基準を定めることとする。

- 建築基準法に基づく、用途・規模等に応じた規制に適合していること（一定規模以上等の場合、耐火建築物又は準耐火建築物等）
- 消防法に基づく用途等に応じた規制に適合していること
- 各設備について、以下のとおりとすること

- ・居室については、原則個室とし、入居者 1 人当たりの床面積は 13㎡以上とすること

- ・廊下幅については入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能であること

- ・浴室、便所、食堂等について、入居者の利用に適したものとすること（緊急通報装置の設置等）等

※ 既存の建築物を活用したホーム等については、基準を満たすことができない場合には、代替の措置を講ずるとともにその旨を入居者へ説明すること等としたうえで、当面の間における特例を設ける。

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものにあつては、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 1 項に定める登録基準によること。

登録基準について

運営に関する基準

※厚生労働省令で定め、都道府県等が条例制定にあたって従うべき基準（一部は参酌する基準）

サービスの質の確保やケアマネジメントの独立性の担保・プロセスの透明化、事業運営の透明性の確保のため、運営に関して以下の基準を定めることとする。

【サービスの質の確保のための基準】

- 入居者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること、職員に対し定期的に研修を実施すること
- 虐待の防止・身体的拘束等の適正化、事故発生時の対応を講ずること
- 災害・感染症等を想定した業務継続計画（BCP）の策定、個人情報取扱い、衛生管理等について、適切な措置を講ずること
- 協力医療機関を定めること
- 看取りまで行うとしている有料老人ホームについては、看取り指針を整備すること
- 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること

【いわゆる「囲い込み」対策のための基準】

- 登録施設介護支援事業者からの求めに応じ、入居者の状態や介護サービスの利用状況等ケアプラン作成等のために必要な情報を適切に提供すること
- 入居契約とケアマネジメント契約の独立性・ケアマネジャーの独立性を担保する措置（契約締結やケアプラン作成に係る手順書・ガイドラインの策定及び重要事項説明における入居希望者への明示、施設長・管理者への研修、相談担当者の設置等）を講ずること
- 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること
- ホーム設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと、希望するサービスの利用・選択を妨げないこと
- 有料老人ホーム事業の会計と、介護サービス等関連事業の会計を明確に区分すること
- 入居者紹介事業者を利用する場合は、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定等を行わないこと
- その他、利用料等の設定、事業収支計画の策定、契約・説明プロセス、ハラスメント防止の措置、適正な広告等について所要の措置を講ずること等

※新たに義務を課すこととなるものについては一定の経過措置期間を設けることとする。

※今後の検討等により政省令等における具体的な規定ぶりについては変更となる可能性がある。

届出ホームが遵守すべき事項について

遵守すべき事項

入居者の尊厳の保持や適切な処遇の確保は全ての有料老人ホームに求められるものであるため、届出ホームが遵守すべき事項に関し、今般定める登録基準と概ね同様に定めることとする。

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

第9回検討会における主なご意見

【自治体や事業者の事務手続き及び情報公表】

〈登録の申請に係る手続き〉

- 収支計画書や決算書、財務諸表で、住まい、ケアマネジメント、併設の介護、医療サービスそれぞれの独立性が確認できることが重要。そうした意味での帳票の確認ということが強調される必要がある。情報公表の対象にするかは、事業者側の事務負担等も勘案するべき。
- 職員配置や人員体制については、指定または登録を受けた時点と今回の登録申請時点まで状況が異なる場合も想定されるところ、このような場合にも省略の対象となるか、具体的な取扱いを示していただきたい。
- 大多数の事業者は現行の体制のまま登録することになる。課題は登録に堪えない又は意図的に登録を逃れる一部の悪質な事業者。登録後に大きく基準を下回る、又は経過措置期間に要件を満たせなかった場合等の自治体のプロセスを明確にしていきたい。
- サ高住等も参考にしつつ、当該ホームが契約内容等も含めて登録基準、指導指針に適合しているのか、適合表といった登録手続き時の添付資料等も配慮いただきたい。重説やパンフレット等で入居者に説明した内容が契約書面にも反映されていることを確認できるようにすることで、サービスの質を法的に担保する等、消費者の利益に資する分かりやすい情報提供システムの構築に加え、入居者紹介業者の在り方も含め、契約にまつわる環境整備全般の充実を図り、これまで以上にサービスの質の保証、担保をお願いしたい。

〈登録システム・情報公表〉

- 登録申請のみならず、自治体による審査、登録対象外ホームの届出、情報公表までを一体的に管理できるシステムを検討いただいており大変期待。契約に係る重要事項についても、事業者が登録システムへ必要事項を入力することで、自治体への定期報告に加え、契約時に使用できる重要事項説明書を出力できるような仕組みとなれば、自治体と事業者双方の事務負担軽減につながる。
- これまでは有料老人ホームとサ高住で手続きが分かれていたため重複はなかったが、今後登録に該当するものは2つの手続きが必要になり、様々なパターンが想定されるため、過度な負担にならないよう、引き続き円滑な登録手続きができるように調整していく。
- 入居を希望される方が適切にホームの体制や受けられるサービスを十分に理解した上で選択できる重要事項説明書の在り方や情報公表が必要であるため、具体的なサービス内容や提供回数も明確に提示する必要がある。
- 新たな登録制への円滑な移行を図るとともに、正確な情報を適切に公表するため、事業所及び行政双方にとって利便性が高く、可能な限り重複した入力や確認作業が生じないシステムを構築していただきたい。登録システムと、現在運用されている介護サービス情報公表システムについて、システム間の連携や役割分担が分かる全体の体制図や業務フローを可能な限り早期に示していただきたい。
- 簡素化により多くのホームが掲載されることを期待。公表項目も利用者の選択に必要な十分な項目をお示しいただきたい。
- 新たな有料老人ホームの登録システムと既存のサ高住情報提供システムを相互連携させたワンスオンリーとしていただきたい。

【介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ】

- 特定施設への移行については、現状、総量規制等様々な取組がある中で、自治体への周知を図っていただき、高齢者住宅と自治体の話合いが円滑に行われるようお願いしたい。
- 特定施設への指定を希望したが定員枠がなく、やむなくサ高住や住宅型として整備されたケースもある。この場合、要介護者が一定以上入居しているとき、定員枠の拡大や優先的な指定等の方策も検討すべき。介護保険等によるサービス利用が平均してホーム単位で特定施設の利用や給付を常時上回る場合、効率的な観点から、保険者等により特定施設への移行を推奨できるようにすることも検討すべき。

自治体や事業者の事務手続き及び情報公表について

登録の申請に係る手続き

- 登録の申請手続きについては、以下のとおりとする。
 - ・登録の申請書には、施設の名称等、入居対象者、ホームで提供する介護等の内容、他の介護サービス事業者と提携する場合にはその情報、入居者紹介事業者を使う場合の手数料設定の考え方等の記載を求めること
 - ・添付する書類として、誓約書（登録拒否事由非該当の旨）、入居契約に係る約款、重要事項説明書（入居対象者、ホームで提供する介護等の内容、他の介護サービス事業者と提携する場合にはその情報、職員配置等の事項を記載）、入居契約とケアマネジメント契約の独立性・ケアマネジャーの独立性の担保に関する書類、決算書・財務諸表等を求めること
- 特定施設の指定を受けているまたはサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）としての登録を受けている有料老人ホームが登録を受けるに当たっては、既に一定の基準を満たすことについて行政の公証行為が行われていることを踏まえ、事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおり簡素な手続きとする。
 - ・特定施設の場合は、特定施設の事業所番号と併せて、登録に必要な最低限の情報（施設の名称等）、特定施設の指定申請で求めている内容に係るもの（入居者紹介事業者を使う場合の手数料設定の考え方、誓約書、入居契約に係る約款等）の提出で足りることとする
 - ・サ高住の場合は、サ高住の登録番号と併せて、登録に必要な最低限の情報（施設の名称等）、サ高住の登録申請で求めている内容に係るもの（入居対象者、入居者紹介事業者を使う場合の手数料設定の考え方、誓約書、入居契約に係る約款、重要事項説明書、入居契約とケアマネジメント契約の独立性・ケアマネジャーの独立性の担保に関する書類、決算書・財務諸表等）の提出で足りることとする

登録システム・情報公表

- 新たな登録システムの構築に当たっては、自治体や事業者の事務負担に配慮し、同登録システム上で登録申請（届出）・審査・情報公表が完結する仕組みとする。その際、毎年の定期報告に基づき都道府県が公表している有料老人ホーム情報についても、同じ仕組みを活用することとする。
- 登録有料老人ホームの情報公表システムに関して、現行の介護サービス情報公表システムを改修して、条件検索や視認性を高めるといった機能の充実を行うこととする。

介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけについて

介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

- 自治体においては、特定施設の指定を受けていない有料老人ホームやサ高住について、介護保険事業計画策定の過程で、入居定員総数等を総合的に勘案し、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの位置づけを明確にするために、必要に応じて、特定施設への移行について議論を進めるにあたり、厚生労働省と都道府県等が連携して、以下の対応を進めることとする。
 - ・登録制の施行に伴い、管内の住宅型有料老人ホームに係る給付状況、移行による給付への影響などを簡便に把握する方法の整理
 - ・特定施設への移行を進めることによる事業者及び自治体のメリットについて調査・整理のうえ周知を図る
 - 介護分野とまちづくりの分野の連携が一層図られる中で、有料老人ホームについても、今般の登録制の導入を契機に、まちづくりと連動した形で健全な発展を図っていくにあたり、以下の対応を進めることとする。
 - ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」*の推進に向けて、国土交通省をはじめ関係省庁と連携し取り組む
- * 医療・福祉・商業等の都市機能や居住を集約・誘導するエリアを設定するとともに、これと連携した地域公共交通ネットワークを構築することで持続可能な都市を実現する政策

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

第9回検討会における主なご意見

【登録制の対象について】

- 認知症について、現行では、状態の変化がなければ要介護認定の更新申請では、主治医が意見書を書く機会は最長だと48か月に1回、一般的には2年に1回の方が多い。日常生活自立度は、BPSD等日常生活に支障を来すことを評価しているものであり、突発的に起きたり、認知症の方は非常にデリケートであるため、心の葛藤や不安によりすぐBPSDが出現したり、随時変更が生じ得るもの。今後の運用を検討いただきたい。
- これまでの議論では、中重度の要介護者の方がいるか、もしくは一定の医療的ケアを要する方がいる形で整理されていたため、別表7、8について要介護者の要件をかける点はこれまでなかった議論と認識。この点については「要介護者であって」という記載は削除すべき。恣意的に別表7、8の方をホームに集住させ、かつ要介護認定を申請させないケースがあった場合に、登録から外れることを危惧している。随分前の報道で、要介護認定を受けないで経管栄養で医師の特別指示書を定期的に発出し、相当な報酬を得ていた事例があり、これは対応されたが、そういった抜け道の発生は防ぐべきであり、特に医療保険による訪問看護の過剰訪問は今回診療報酬改定でも議論になったところであるため、少なくとも「要介護者であって」という記載は不要。
- 消費者保護、高齢者の尊厳の保持、権利の保護のために一定の規制を行うという登録制導入の趣旨に鑑み、自立的に住まいの事業者を利用することが難しいと想定される、精神科訪問看護の利用者も、この対象に加えるべき。
- 登録制の対象となるにもかかわらず、登録手続を行わない、あるいは登録を拒否する等、未登録での事業実施については、指導、処分や罰則の対象になるとのことではあるが、自治体の実務上、適切に対応できるよう、具体的な処分手順や判断基準等を示したマニュアル、指針の作成も御検討いただきたい。
- 当初は届出有料老人ホームとして設置したが、徐々に要介護者が増えた場合や、登録対象であるが経過措置を満了しても登録手続が実施されない例も想定されるため、各種の理由で経過措置終了後に登録未了のホームがある場合の対応も、あらかじめ検討すべき。

【有料老人ホームの定義について（食事の提供）】

- 食事の提供について、解釈に幅が生じる可能性があるため、趣旨を明確に記していただきたい。また、1日3食配食があるものの契約は本人と配食業者で行っている事例について、行政が対応に苦慮しているため、判断を解釈通知等で出していただきたい。
- 全国で統一的な運用を図る観点からも、「食事提供に該当しない例」について具体的な事例を示していただけると、自治体としても確認が行いやすい。

登録制の対象について

登録制の対象

- 中重度の要介護者を入居対象とするホームに加え、登録制の対象となるホームの要件については以下のとおりとする。
 - ・ 要介護者であって、認知症の日常生活自立度がⅢ以上である者を入居対象とするホーム
 - ・ 要介護者であって、一定の医療ニーズを有する者*を入居対象とするホーム
- * 実態等を踏まえ、保護の必要性が高い入居者の範囲について解釈通知等により具体的に規定することとする

有料老人ホームの定義について（食事の提供）

- 自立の入居者が各個室のキッチンで自ら食事を作り、また、必要に応じて自らの意思で選択して併設の食堂を利用している等の場合には、老人福祉法第29条の「食事の提供」を行っているとは判断されないこととする。

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

第9回検討会における主なご意見及び入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

(第9回検討会における主なご意見)

- 議論は適切に進めていただきたいところ、煮詰まったり、まとまった場合には、本検討会で協議の場を設けていただくことも方策ではないか。
- 高齢者の選択、自己決定においては、情報の公平性と正確性はよりよい選択を行う上で欠かせない要件。透明性が高い中立・公正な仕組みとすることを強く求めたい。
- 紹介事業者の増加もあり、仮想空間により画面上で見学可能な場合もある等、多様な形態で情報提供が行われるようになってきている。一方で、ごく一部、利用者が検索した有料老人ホームの電話番号が紹介事業者特定のものでつながれる場合に、ホーム側に紹介手数料の請求が行われる例も聞かれ、場合によっては他の業種も参考に、有償となる紹介の範囲等について検討が必要。

入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度

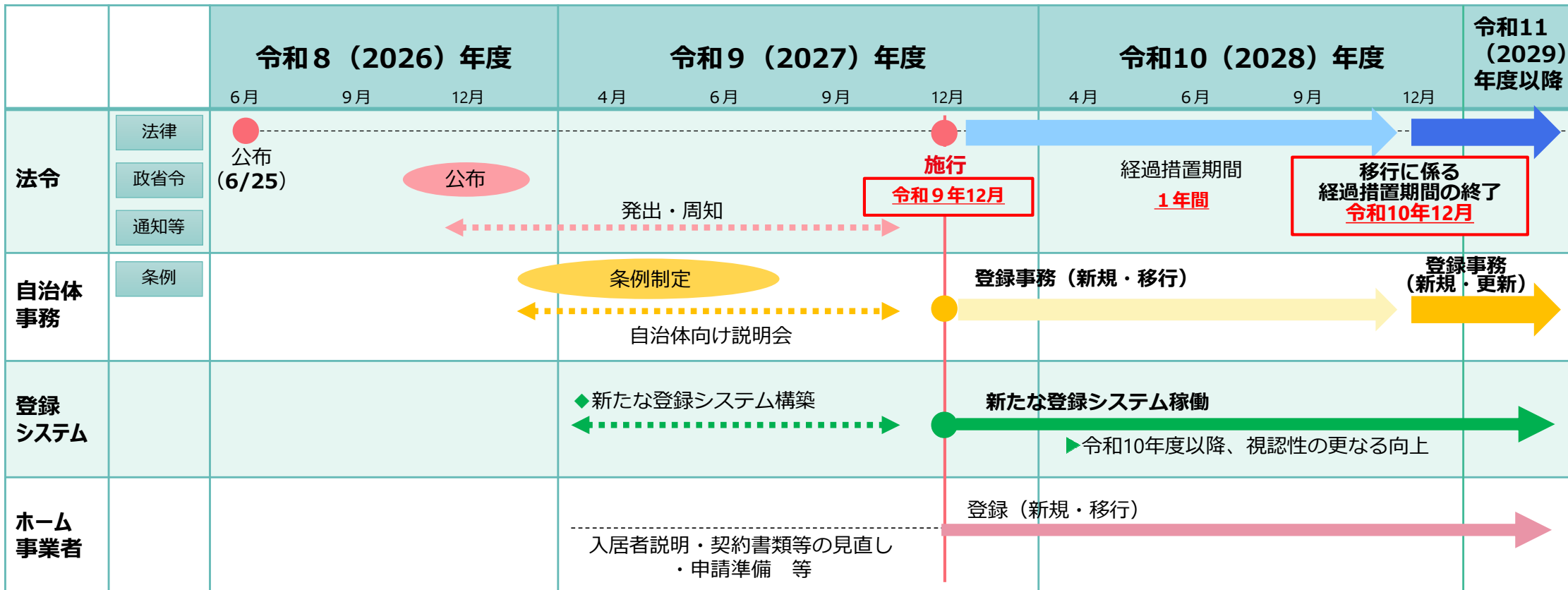
- 優良事業者認定制度の具体的な制度設計については、現行の紹介事業者届出公表制度を前提に、紹介手数料の設定等について、透明性が高い中立・公正な仕組みとするために、有料老人ホーム事業者、入居者紹介事業者、有識者等公益代表による三者協議の場において検討を進め、来年度より運用を開始する。

新たな登録制度等の施行について

新たな登録制度等の施行について

○ 新たな登録制度に係る「社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行日・経過措置期間については、事業者・自治体の準備期間や事務負担、システム整備に係る期間を考慮し、以下のとおりとする予定。

- ・登録制の施行 : 令和9年12月
- ・既存の有料老人ホームの移行に係る経過措置期間 : 1年間
- 移行に係る経過措置期間の終了 : 令和10年12月



(※) 紹介事業者認定制度については、今年度に研究事業を行い、来年度に紹介事業者認定制度を開始予定
 (参考) 登録施設介護(予防)支援の創設に係る施行日は、公布後3年以内に政令で定める日